

令和 6 年度第 1 回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	報告事項 (1)ごみ収集方式のあり方（素案）について 審議事項 (1)次期一般廃棄物処理基本計画について
日時	令和6年4月23日(火) 15:00～17:00
場所	市役所本庁舎4階 会議室5
出席者	(出席委員) WEB 会議により出席：安齋会長、橋詰委員、松山委員、井上委員、細井委員、作道委員 会議室に参集：川島(清)委員、風岡委員、八幡委員、高森委員、坂本委員 (欠席委員) 川島(久)委員 (事務局) 重田環境部長、富田環境事業センター所長、広田環境事業センター施設整備担当課長、添田環境保全課長、小俣資源循環課長、篠田環境事業センター主幹、森岡資源循環課長補佐、資源循環課担当者 2 名（瀬口、幡矢）
会議資料	・ 次第 ・ 【資料 1】 ごみ収集方式のあり方について（素案） ・ 【資料 2－1】 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」策定スケジュール（予定） ・ 【資料 2－2】 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の構成について ・ 【資料 2－3】 「第 2 章ごみ処理基本計画」の構成について ・ 【資料 3】 「第 2 章ごみ処理基本計画」 ・ 【参考資料 1】 「次期基本計画用ごみ排出量予測」 ・ 委員名簿 ・ 職員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

○小俣資源循環課長

定刻となりましたので、令和6年度第1回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、WEB及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。お手元のマイクは、常時オフにさせていただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。配布資料といたしまして次第、資料1「ごみ収集方式のあり方について（素案）」、資料2-1「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画策定スケジュール（予定）」、資料2-2「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の構成について」、資料2-3「第2章ごみ処理基本計画の構成について」、資料3「第2章ごみ処理基本計画」、参考資料1「次期基本計画用ごみ排出量予測」、委員名簿、職員名簿となっております。

続いて、本日の欠席者についてご報告させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。川島久純委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、井上委員、松山委員、安齋委員、橋詰委員、細井委員はオンラインでの出席となっております。また、前松林中学校長の森井委員の委員退任に伴い、茅ヶ崎市中学校長会の代表として、松浪中学校長の作道亜貴子委員が令和6年4月1日付けで委嘱されましたことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。なお、作道委員につきましてもオンラインでの出席となっております。

本日の会議は、委員12名のうち11名の出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。また、本日、傍聴の方はいらっしゃいません。続いて、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

○重田環境部長

環境部長重田です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

資源循環課長小俣です。本日、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○富田環境事業センター所長

環境事業センター所長富田です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長広田です。よろしくお願いいたします。

○環境事業センター篠田主幹

環境事業センター篠田です。よろしくお願いいたします。

○添田環境保全課長

環境保全課長添田です。よろしくお願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局の資源循環課森岡です。よろしくお願いいたします。他に担当の瀬口と幡矢が参加をしております。

○小俣資源循環課長

それでは、これより議題に移らせていただきます。これ以降は、安齋会長に議事進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○安齋会長

皆さんお忙しいところご出席いただきありがとうございます。

まず、佐藤市長からいただいていた茅ヶ崎市における戸別収集のあり方についての諮問について、前回の審議会でご審議いただいた意見を取りまとめ3月18日に答申書を提出して参りましたのでご報告申し上げます。

また、議事に入る前に、今回の議事録確認者は、昨年度からの名簿順で高森委員となりますがよろしいでしょうか。

○高森委員

わかりました。

○安齋会長

それでは、本日の議題は、次第のとおり、報告事項が1件、審議事項が1件でございます。まず、報告事項(1)について、事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、報告事項(1)「ごみ収集方式のあり方について」の説明に移らせていただきます。

お手元に資料1「ごみ収集方式のあり方について」をご用意ください。本市では、戸別収集実施の要否につきまして、アンケート調査をはじめとしまして、審議会への諮問など、昨年度一年間の中で集中的に検討を進めてまいりました。こちらの「あり方」につきましては、これまでの検討内容や、本年度に開催された市民集会を含め市民の皆さまから寄せられたご意見とご要望、先日、審議会から頂戴した答申書などを踏まえたうえで、戸別収集の実施の要否を含めた、今後のごみ収集方式の方向性をとりまとめたものとなっております。

それでは、表紙をおめくりいただき、「目次」をご覧ください。こちらの「あり方」につきましては、「1 はじめに」、「2 ごみ収集の現状」、「3 ステーション収集方式について」、「4 戸別収集方式について」、「5 ごみ収集方式のあり方」で構成されています。

1 ページをご覧ください。項番「1 はじめに」でございます。項番1の中では、今、ご覧いただいております「あり方」をまとめるに至った経緯につきまして記載しております。

続きまして、2 ページをご覧ください。項番「2 ごみ収集の現状」でございます。項番2の中では、2 ページに「(1)」としまして「ごみの分別と収集量の推移」、3 ページから4 ページにかけて「(2)」としまして「ごみ収集方式」、5 ページに「(3)」としまして「ごみの収集運搬経費」について記載しております。

続きまして、6 ページをご覧ください。項番「3 ステーション収集方式について」でございます。項番3の中では、6 ページに「(1)」としまして「ステーション収集とは」、7 ページに「(2)」としまして「ステーションの型体」、8 ページに「(3)」としまして「ステーション収集における関係主体の役割分担」、9 ページ上段に「(4)」としまして「ステーション収集のメリットとデメリット」、9 ページ中段から10 ページにかけて、「(5)」としまして「ステーションを起因とする諸問題」について記載しております。

少し戻りますが、8 ページをご覧ください。「(3)ステーション収集における関係主体の役割分担」でございますが、ステーション収集につきましては、自治会・個人・市の3者が担う役割が適切に行われることで成り立つことと、また、図1におきましては、「ステーション設置」、「ごみ出しと収集」、「ステーションの維持管理」といったフェーズごとに、先程申し上げた3者に任せられておりますそれぞれの基本的な役割を記載しております。

続きまして、9 ページをご覧ください。中段から始まる「(5)ステーションを起因とする諸問題」でございますが、同ページ中段に記載の「①なくならない不適正排出と周辺環境の悪化」、10 ページにいきまして、「②地域への負担」、最後に「③不公平感の発生」と3つの課題をフューチャーし、それぞれの課題につきまして、ステーションの様子を交えながら状況を記載しております。

続きまして、11 ページをご覧ください。項番「4 戸別収集方式について」でございます。項番4の中では、11 ページに「(1)」としまして「戸別収集とは」、12 ページに「(2)」としまして「排出場所」、13 ページの上段に「(3)」としまして「戸別収集のメリットとデメリット」、13 ページの中段に「(4)」としまして「実施費用」、14 ページから15 ページにかけて、「(5)」としまして「市民ニーズ」について記載しております。

14 ページをご覧ください。「(5)市民ニーズ」でございますが、本年度実施しました各種アンケート調査結果を記載しており、15 ページ中段に記載の「⑤総括」の中では、無作為抽出アンケートの結果から、ステーション利用者の内訳上、多数派となる利用者が、体感したことのない戸別収集の実施にかなりの費用がかかると聞き、指定ごみ袋の値上げといった更なる負担の可能性を懸念し、自ずと現行収集方式を支持したこと、一方の無作為抽出アンケート以外の結果からは、ステーション利用者の内訳上、少数派となる自宅前などをステーションとして提供している方々が、ステーションを維持管理していくことに負担や不公平感を感じ、ステーションの設置などに苦勞されている環境指導員や自治会長の方々も同様に、そのような問題を一気に解消することができる戸別収集を支持したことを推察することができるとしております。

続きまして、16 ページをご覧ください。項番「5 ごみ収集方式のあり方」でございます。項

番5の中では、16 ページ上段に「(1)方向性」、同ページ中段に「(2)ステーション収集を維持する取り組み」、18 ページに「(3)戸別収集の継続検討」、19 ページ中段に「(4)『ごみ収集のあり方』に位置付ける市の取り組み等」、20 ページに「(5)スケジュール」について記載しております。

少し戻りますが、16 ページの上段から始まる「(1)方向性」でございますが、(1)の中では、本市のごみ収集方式の今後の方向性としましては、現行の収集方式であります、ステーション収集方式を維持することとしております。しかしながら、この一年間の様々な調査により、ステーションを提供されている方々などへの負担の偏りが改めて確認できた中、これまでの取り組みを改善していき、また、合わせて、将来的なごみ収集方式の変更を視野に入れながら、戸別収集を継続的に検討していくこととしております。

続きまして、同ページ中段から始まる「(2)ステーション収集を維持する取り組み」でございますが、こちらにつきましては、「(1)方向性」の中で掲げた一つ目の柱となるところでございまして、ステーション収集を維持していくために、今後、大きく3つの取り組みを進めていくこととしております。いずれの取り組みにつきましても、8 ページの「ステーション収集における関係主体の役割分担」の中で記載した、自治会・個人・市といった3者に求められる役割をそれぞれで認識し合った上で、自治会・個人といった地域が主体的に役割を果たしていくことができるよう、市の役割を強化していくこととしております。まず、16 ページ下段に掲載の「①取り組みその1」でございますが、こちらの中では、ステーション設置基準の柔軟な運用に努めていくことと、共同住宅によるステーションの単独設置を進めていくこととしております。次に、17 ページ上段の「②取り組みその2」でございますが、こちらの中では、指定ごみ袋の使用方法を見直していくことと、将来を担う子どもたちを対象とした環境学習の機会を充実させていくこととしております。最後に、17 ページ中段の「③取り組みその3」でございますが、こちらの中では、ステーション収集における自治会・個人・市といった3者の役割を見える化したステーション管理の手引きを作成することと、事業者への排出指導を強化していくこととしております。

続きまして、18 ページをご覧ください。「(3)戸別収集の継続検討」でございますが、こちらにつきましては、「(1)方向性」の中で掲げた二つ目の柱となるところでございまして、更なるごみの減量化はもちろんのこと、(2)の取り組みだけでは、ステーションを起因とする諸問題の解消に至らない状況に備えるため、19 ページにかけて、大きく2つの取り組みを進めていくこととしております。

ここで、一点、資料の修正をお願いします。19 ページの上段に記載の「㊦準備期間及び実施期間の考え方」の文章でございますが、下から2行目の真ん中あたりから始まる「実験事業に要する費用～を活用します。」の一文の削除をお願いいたします。大変失礼いたしました。

まず、18 ページ中段に記載の「①実験事業の実施」でございますが、市内一部のエリアをモデルとした戸別収集の実験を実施することとしております。実験事業の実施にあたり、対象品目、対象エリア、準備期間及び実施期間、実施費用の考え方は、同ページ中段から始まる、㊦・㊧、19 ページにいきまして、㊦・㊨に記載のとおりとなりますが、実験事業などに係る費用については、「ごみ減量化・資源化基金」を活用していくこととしております。次に、中段に記載の「②アンケート調査等の実施」でございますが、実験事業のエリアを対象にアンケート調査を実施し、実績ベースでの戸別収集の効果測定を行い、今後の戸別収集の進め方について検証することとしております。

続きまして、同ページ中段をご覧ください。「(4)ごみ収集のあり方に位置付ける市の取り組み等」でございますが、こちらにつきましては、この「あり方」に位置付ける取り組みを図7に示すとおり体系的に整理するとともに、それぞれの取り組みは、責任の所在を明確なものとし、市環境部資源循環課及び環境事業センターで進めることとしております。

最後となりますが、20 ページをご覧ください。「(5)スケジュール」でございますが、この「あり方」に位置付けたそれぞれの取り組みにおけるスケジュールを図8としてお示しています。それぞれの取り組みにつきましては、このあり方が策定された以降、順次進めていくこととしておりますが、図8の下から2行目となりますが、戸別収集の実験事業の実施につきましては、エリアの選定などの準備などに相応な期間を要すると考えていることから、準備が出来次第実施としております。

簡単ではございますが、「ごみ収集方式のあり方について（素案）」の説明は以上となります。ご意見、ご質問などございましたらよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見があればお願いします。

川島委員お願いします。

○川島（清）委員

先ほどの実験事業などに係る費用については、ごみ減量化・資源化基金を活用していくとのことですが、ごみ減量化・資源化基金とは具体的にどのようなものでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ごみ減量化・資源化基金につきましては、市民の皆さまがお出しいただいた資源物の売却益、基金の運用から生じる収益やふるさと納税などの寄附金に加えて、ごみ有料化実施に伴い市民や事業者の皆さまにご負担いただいた手数料により積み立てしているものでございます。ごみ減量化・資源化基金につきましては、条例の処分規定に基づき、ごみ減量化・資源化に関する事業とごみ減量化・資源化に関する市民活動に充てています。以上です。

○安齋会長

川島委員いかがでしょうか。

○川島（清）委員

ありがとうございました。

○安齋会長

他にございますでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

このごみ収集方式のあり方については、誰に対する説明資料ということなのでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。こちらのあり方につきましては、いわゆる市の方針となるものでございまして、今後、庁内の一定の手続きを経た後に、市議会に説明のうえ、市民や事業者の皆さまへ公表してまいります。以上です。

○橋詰委員

基本的に市民に対する説明書ということですね。議会などでも当然使用されると思いますが、そうすると全体を丸々読むというのは大変ですので、概要版を作る必要があるかと思います。また、ステーション管理の手引きを作るとのことですが、こちらも誰を対象としているのでしょうか。ステーション管理の問題なのか、ごみの出し方の問題なのかによって対象者が変わってくると思います。ごみの出し方の問題とすると、例えば言葉が日本語だったらいいのかとか、そのようなことを考えなければならないだろうと思います。最後に、取り組みその3にある不適正排出物への柔軟な対応という文言について、柔軟とはどのようなことなのでしょう。不適正排出に対する対応ではなく、不適正排出物に対する対応ということですが、読んだ人がピンとくるか疑問です。その辺りも含めてご説明をお願いしたいです。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。まず、ごみ収集方式のあり方でございますが、仰る通り、少なからずボリュームがございますので、今後の説明の折には、概要版を作成させていただければと思います。また、2点目のステーション管理の手引きの対象でございますが、こちらにつきましては、橋詰委員がおっしゃった後者のごみの排出者に対してではなく、ステーションを管理されている自治会などを対象としておりまして、ステーション管理の望ましい体制などを記載できればと考えております。2点目までは以上です。

○富田環境事業センター所長

3点目につきまして、お答えさせていただきます。不適正排出物への柔軟な対応でございますが、一つ考えられるのは不適正排出物が出た場合、一定期間、残置して啓発をするといった取り組みを進めておりますが、それが地域にとっては、ごみがごみを呼んでしまうことなど、負

担になっていることもございまして、そういった排出物への啓発の期間などを柔軟に、地域に寄り添う形で対応していきたいと考えております。以上です。

○安齋会長

橋詰委員よろしいでしょうか。

○橋詰委員

最後の不適正排出物への柔軟な対応というのは、残置する期間が長期間に渡ると、地域によっては迷惑をかけてしまうので、やむを得ず片付けることもあるかもしれない、このようなニュアンスと思ってよいのでしょうか。

○富田環境事業センター所長

一つの考え方として、そのように考えております。以上です。

○橋詰委員

わかりました。これから内容を詰めていくことになるかと思いますが、あり方、手引き、それから今の柔軟な対応についても、市やステーション管理をする人たちの取り組みだけでなく、不適正排出をする人に、どのようにアプローチするかがあっていいのではないかと思います。以上です。

○安齋会長

事務局お願いします。

○森岡課長補佐

事務局です。ステーション収集は、地域と行政が担う役割が適切に行われることで成り立つものでございます。これまで、その役割を明文化したものがありませんでしたので、この手引きが、ステーションを起因とする諸問題を解消する一助になればと考えております。ご指摘の不適正排出者へのアプローチも含めまして、手引きの内容を検討してまいります。以上です。

○安齋会長

橋詰委員よろしいでしょうか。

○橋詰委員

承知しました。必要があれば力添えをしたいと思います。よろしくお願いします。

○安齋会長

他によろしいでしょうか。

(質問等なし)

それでは、報告事項(1)については、ここまでにさせていただきます、審議事項に入りたいと思います。

それでは、続いて審議事項(1)について、事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、審議事項(1)「次期一般廃棄物処理基本計画について」の説明に移らせていただきます。

本日でございますが、令和7年度を始期とする新たな「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の第2章となります「ごみ処理基本計画」につきましてご意見を賜りたく存じます。

「第2章ごみ処理基本計画」の説明に入る前に、前回の会議までの振り返りの意も込めまして、計画の構成とスケジュールにつきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

まず、計画の構成についてとなります。資料が前後いたしますが、資料2-2「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』の構成について」をご覧ください。こちらにつきましては、新たな計画の構成を図式化したものとなっております。新たな計画につきましては、本編と資料編から成り、本編につきましては、全5章で構成されております。なお、「第1章計画策定の基本的な考え方」につきましては、2月26日に開催されました会議におきまして、ご意見を賜ったところ です。

続きまして、スケジュールについてとなります。資料2-1「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』策定スケジュール(予定)」をご覧ください。こちらにつきましては、主に、審議会における、新たな計画の策定に向けたスケジュールをお示したものとなっております。本日は、

「第2章ごみ処理基本計画」、今回の会議におきましては、「第3章食品ロス削減推進計画」

及び「第4章生活排水処理基本計画」の説明をさせていただく予定でございます。

再び、計画の構成についてとなりますが、資料2-3「『第2章ごみ処理基本計画』の構成について」をご覧ください。こちらにつきましては、本日、説明をさせていただきます新たな計画の「第2章ごみ処理基本計画」の構成を図式化したものとなっております。「第2章ごみ処理基本計画」につきましては、「第1節ごみ処理の現状と課題」、「第2節ごみ処理基本計画」の全2節で構成されております。

計画の構成とスケジュールについての説明は以上となりまして、前置きが長くなりましたが、新たな計画の第2章となります「ごみ処理基本計画」の説明に入らせていただきます。なお、「第2章ごみ処理基本計画」につきましては、ボリュームがございますので、第1節の「ごみ処理の現状と課題」と第2節の「ごみ処理基本計画」とを分けて説明をさせていただき、それぞれに対しましてご質問やご意見を賜りたく存じます。

それでは、資料3「第2章ごみ処理基本計画」の1ページをご覧ください。「第1節ごみ処理の現状と課題」の項番「1 ごみの分別区分」でございます。項番1の中では、本市のごみの分別区分が4種13分別であることを記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番「2 ごみ処理フロー」でございます。項番2の中では、分別されたごみがどのような流れで中間処理及び最終処分されているかについて記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。項番「3 ごみ処理体制」の「(1)収集運搬の概要」でございます。(1)の中では、分別されたごみが、どのような方法で、また、どのような体制で収集運搬されているかについて記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。項番3の「(2)ごみ処理施設の概要」でございます。(2)の中では、本市と寒川町が有するごみ処理施設に関しまして、その能力や位置などについて記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。項番「4 ごみ処理の実績」の「(1)ごみ排出量」でございます。(1)の中では、まず、5ページの上段に①として「家庭系ごみ（資源物を除く）」、同ページの下段に②として「資源物」、そして、6ページに③として「事業系ごみ」の排出量の推移についてそれぞれ記載しております。なお、各図における令和5年度の排出量でございますが、実績値が確定され次第、図を更新することとしており、5ページ以降におきましても、令和5年度の排出量などの実績値に関わる記載がございますが、同様の取り扱いとさせていただいております。

続きまして、7ページをご覧ください。項番4の「(2)ごみ処理量」でございます。(2)の中では、まず、7ページの上段に①として「焼却処理量」、同ページの下段に②として「最終処分量」、そして、8ページに③として「資源化量」の推移についてそれぞれ記載しております。

続きまして、9ページをご覧ください。項番4の「(3)ごみの性状」でございます。(3)の中では、昨年の7月に実施したごみの組成分析調査結果について記載しております。

続きまして、10ページをご覧ください。項番「5 ごみ処理経費」でございます。項番5の中では、ごみ処理経費の推移について記載しております。

続きまして、11ページをご覧ください。項番「6 前計画の評価」の「(1)目標値の評価」でございます。(1)の中では、前計画におきまして掲げた5つの基本目標に対する評価について記載する予定でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。項番6の「(2)施策の評価」でございます。12ページから17ページにかけましては、前計画におきまして設定した施策に関しまして、それぞれの最終評価及び今後の方向性などについて記載しております。なお、最終評価などにつきましては、令和4年度の評価をベースに記載しております。

続きまして、18ページをご覧ください。項番「7 課題の整理」の「(1)国内外の廃棄物処理に関する動向」でございます。(1)の中では、国連においてSDG'sが採択されたことや国において「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことに触れています。

続きまして、19ページをご覧ください。項番7の「(2)今後の課題」でございます。(2)の中では、(1)の「国内外の廃棄物処理に関する動向」、11ページから17ページに記載の前計画における目標達成状況や施策の評価を踏まえたうえで、今後の課題につきまして整理しております。今後の課題でございますが、①としまして「プラスチックごみと食品ロスの削減」、②としま

して「事業系ごみの削減」、③としまして「ごみの適正排出と分別の徹底」、④としまして「将来にわたる安定的なごみ処理の継続」の4つに整理しております。

ここまでが「第2章ごみ処理基本計画」の「第1節ごみ処理の現状と課題」の説明となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見があればお願いします。

○井上委員

5ページのごみの排出量が急激に減っているということが、一番注目すべき部分ではないかと思います。ここに「ごみ有料化の影響が大きい」ということが記載されていますので、7ページも同じように激減しているということがわかります。

10ページですが、ごみ処理経費の記載について、廃棄物処理手数料や有価物売却代などの歳入は控除していないと書いてありますので、ごみ有料化がどのぐらいのインパクトがあるかということが資料の中では出てきていません。ごみ減量化・資源化基金の数字とリンクする歳入の金額、有価物売却代や利子を手元で計算し、ごみ有料化分を足すと総額で約6億8000万円になると思います。このあたりは皆さんが興味を持ってる場所ですので、この場所に記載することが適切であると思います。ホームページで公表している「ごみ減量化・資源化基金の積立状況」の表をそのまま記載しても良いと思います。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ごみ有料化の実施に伴い、ごみ処理手数料などの歳入につきましては、皆さまが気になるところでもございますので、委員が仰った基金の情報を追記させていただきたいと思います。

○安齋会長

よろしいでしょうか。続いて、川島委員お願いします。

○川島（清）委員

11ページの前計画の評価について、ここは実績の評価ですので、この通りだと思いますが、参考として、藤沢市や平塚市の数値を記載すると、茅ヶ崎市がどういう状況にあるのか他市との比較ができ分かりやすいと思います。

○森岡課長補佐

事務局です。他市の実績につきましては、本日お示ししている資料の中には記載がございませんが、資料編の中で記載する予定でございます。委員のご指摘を踏まえまして、他市との比較ができるように記載させていただければと思います。以上です。

○川島（清）委員

よろしくお願いします。

○安齋会長

続いて、橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

9ページのごみの性状について、資源物内訳にプラスチック類という用語が出てきていますが、これは、容器包装プラスチック類を指していますか、それとも製品プラスチックを含めていますか。

○森岡課長補佐

事務局です。こちらのプラスチック類でございますが、容器包装プラスチック類及びペットボトルを含めたプラスチック類となっております。以上です。

○橋詰委員

わかりました。

○安齋会長

他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。風岡委員お願いします。

○風岡委員

資源物として出しているプラスチック類のうち、汚れたプラスチック類は可燃性残渣となるのですが、地元の自治会では、実際、我々が目にしているプラスチック類はかなり臭い

物が多い印象を受けるので、分別されない資源物というものが、資源の中に相当入り込んでるのではないかと話題になってます。そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。まず、先に整理をさせていただきたいことがございまして、9ページの組成分析の結果でございしますが、汚れた資源物につきましては、燃やせるごみ、若しくは、燃やせないごみの扱いとしております。委員からのご質問の件でございしますが、寒川広域リサイクルセンターでは、汚れたプラスチック製容器包装は、手選別のラインで取り除かれており、それらは、可燃性残渣として、環境事業センターで焼却処理を行っております。皆さまへの案内が難しいところではございますが、プラスチック製容器包装類の中には、汚れが取れるものとそうでないものがあり、市としましては、汚れが取れるものについては、資源物として分別していただきたいと考えております。以上です。

○安齋会長

風岡委員いかがでしょうか。

○風岡委員

その汚れた可燃性残渣となる割合がどのくらいか、把握していますか。

○森岡課長補佐

事務局です。手元に細かい数字がないのですが、寒川広域リサイクルセンターに搬入した全ての資源物がリサイクルされてはおりません。プラスチック製容器包装類につきましては、約8割がリサイクルされていて、残りの約2割が可燃性残渣となっております。市としましては、今申し上げた可燃性残渣の割合を減らしていきたいと考えております。以上です。

○安齋会長

風岡委員、いかがでしょうか。

○風岡委員

感覚的には、家庭系ごみの大半がプラスチックではないかという気もします。実際に圧倒的にプラごみが増えていますが、増えた分のほとんどが資源として使えないのではないかなというのが、我々市民の実感です。以上です。

○安齋会長

ありがとうございました。確かに寒川広域リサイクルセンターでの選別は非常に大変な作業ですが、質が良くないと高く売れないというのございます。よろしいでしょうか。続いて、橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

今後の課題について、書いてること自体は次期計画でどのようにしていくかですので、いずれも適当だと思いますが、いわゆる温暖化対策の視点が、課題の中には全く入っていないところについて、私は疑問を感じます。例えば、プラスチック資源循環促進法ができたということだけを理由に削減が大切、というのはその通りですが、その背景には、海洋や陸上をはじめとするプラスチック汚染や、温暖化の主原因であるという部分があると思います。市の環境基本計画の中でも、温暖化対策を当然、強く打ち出しているはずであって、温暖化対策上ごみにおけるプラというのは、非常に大きな問題ですので、そのような視点を持って、課題としても認識したほうがいいと思います。以上です。

○安齋会長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。委員仰る通り、課題の背景となっている温暖化につきましては、特段触れてはいない状況でございますので、そのような視点を盛り込んだ上での課題の記載となるよう検討させていただきたいと思います。以上です。

○安齋会長

橋詰委員よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございますか。皆さまよろしいでしょうか。

(意見等なし)

それでは後半の説明を事務局よりお願いいたします。

○森岡課長補佐

それでは、資料3の20ページをご覧ください。「第2節ごみ処理基本計画」の項番「1 基本理念・基本方針」の「(1)枠組み」でございます。(1)の中では、ごみ処理基本計画の枠組みについて記載しております。

続きまして、21ページをご覧ください。項番1の「(2)基本理念」でございます。(2)の中では、上位計画が目指す都市像などを踏まえたうえで、ごみ処理基本計画の基本理念を「サステイナcity ちがさきを目指して～持続可能な都市環境を次世代へ～」としております。

続きまして、22ページをご覧ください。項番1の「(3)基本方針」でございます。(3)の中では、基本理念の実現に向けて、前節の項番「7 課題の整理」を踏まえ、本市の目指す方向性について記載しております。本市の目指す方向性でございますが、基本方針Ⅰとしまして「ごみ排出削減による環境負荷の低減」、基本方針Ⅱとしまして「地域環境の担い手づくり」、基本方針Ⅲとしまして「持続的なごみ処理システムの確保」としております。

続きまして、23ページをご覧ください。項番「2 基本目標」でございます。項番2の中では、基本理念の実現に向けて設定した基本目標について記載しております。基本目標でございますが、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」に則り、「ごみ年間総排出量」、「リサイクル率」、「最終処分率」、「市民1人1日当たりの排出量」の4つとしております。それぞれの目標における目標値でございますが、参考資料1にお示しする推計値を採用しておりますが、令和5年度の実績値が確定され次第、採用する推計値も更新される予定となっております。

続きまして、24ページをご覧ください。項番「3 施策の設定及び展開」でございます。24ページから25ページにかけましては、基本方針に設定した施策を図式化したものとなっております。

続きまして、26ページをご覧ください。26ページから32ページにかけましては、基本方針ごとに設定した施策の展開について記載しております。ここからは、基本方針ごとに設定した施策及びその施策における具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

26ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化」の「施策1:家庭系ごみの減量化」でございます。まず、施策1-1でございますが、「プラスチックごみの削減」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減の啓発」、「製品プラスチックのリサイクルの検討」を進めていくこととしております。次に、施策「1-2 食品ロスの削減」でございます。

ここで、二点、資料の修正をお願いいたします。26ページ中段に記載の「1-2 食品ロスの削減」の文章でございますが、3行目の真ん中あたりの「第2章」を「第3章」に修正をお願いします。また、27ページ中段に記載の「2-3 食品ロス削減の推進」の文章でございますが、同様に、3行目の真ん中あたりの「第2章」を「第3章」に修正をお願いします。大変失礼いたしました。

施策「1-2」の説明に戻らせていただきますが、具体的な取り組みとしましては、次回の会議で説明をさせていただく第3章「食品ロス削減推進計画」の中に記載することとしております。次に、施策「1-3 生ごみの削減」でございます。具体的な取り組みとしましては、「家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及の推進」を進めていくこととしております。次に、施策「1-4 グリーンリサイクルの推進」でございます。具体的な取り組みとしましては、「剪定枝リサイクル事業の拡大」を進めていくこととしております。

続きまして、27ページをご覧ください。基本方針Ⅰの「施策2:事業系ごみの減量化」でございます。まず、施策2-1でございますが、「多量排出事業者におけるごみ減量の推進」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「多量排出事業者からの減量化等計画書の提出」を進めていくこととしております。次に、施策「2-2 ごみ搬入時における指導」でございます。具体的な取り組みとしましては、「事業系ごみの内容物調査の実施」、「排出者に対する事業系ごみの適正排出指導等の実施」を進めていくこととしております。次に、施策「2-3 食品ロスの削減」でございます。具体的な取り組みとしましては、「施策1-2」と同様に、次回の会議で説明をさせていただく第3章「食品ロス削減推進計画」の中に記載することとしております。次に、施策「2-4 ごみ処理手数料の見直し」でございます。具体的な取り組みとしましては、「事業系一般廃棄物処理手数料の改定の検討」を進めていくこととしております。

続きまして、28 ページをご覧ください。「基本方針Ⅱ地域環境の担い手づくり」の「施策 3: きめ細やかな情報発信」でございます。まず、施策 3-1 でございますが、「情報発信の充実」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「ホームページ、ポスター、広報紙、SNS 等の様々な媒体やイベント等でごみの適正分別や処理困難物の処理方法の周知、啓発」を進めていくこととしております。次に、施策「3-2 環境教育の推進」でございます。具体的な取り組みとしましては、「環境学習プログラムの実施」を進めていくこととしております。次に、施策「3-3 ごみ処理施設の活用」でございます。具体的な取り組みとしましては、「ごみ処理施設見学会の実施」を進めていくこととしております。

続きまして、同ページ下段から始まる基本方針Ⅱの「施策 4: 環境美化の推進」でございます。まず、施策 4-1 でございますが、「不法投棄防止対策の徹底」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「昼夜パトロールの実施、監視カメラや啓発看板等の設置、地域自治会との意見交換会」を進めていくこととしております。29 ページをご覧ください。次に、施策「4-2 環境指導員の活動支援」でございます。具体的な取り組みとしましては、「地区会議の開催」、「地区担当と連携した排出指導」を進めていくこととしております。次に、施策「4-3 ポイ捨ての防止」でございます。具体的な取り組みとしましては、「啓発物品の配布、イベントでの周知、啓発」を進めていくこととしております。次に、施策「4-4 地域清掃の支援」でございます。具体的な取り組みとしましては、「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を始めとする市が主導するごみ拾いの実施」、「清掃用具の貸し出し、ボランティアごみ袋の配布」を進めていくこととしております。

続きまして、30 ページをご覧ください。「基本方針Ⅲ持続的なごみ処理システムの確保」の「施策 5: 時流に沿った収集運搬体制の構築」でございます。まず、施策 5-1 でございますが、「安全で確実な収集運搬の実施」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「生活ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証」、「スプレーかんなどの新たな収集方法の検討」を進めていくこととしております。次に、施策「5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実」でございます。具体的な取り組みとしましては、「安心まごころ収集制度の継続実施及び対象者緩和に向けた検討」を進めていくこととしております。次に、施策「5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討」でございます。具体的な取り組みとしましては、「戸別収集の検討」を進めていくこととしております。

続きまして、同ページ下段から始まる基本方針Ⅲの「施策 6: 持続的な中間処理と最終処分の実施」でございます。まず、施策 6-1 でございますが、「計画的なごみ処理施設の整備」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「広域連携による施設整備」、「粗大ごみ処理施設の整備」、「ごみ焼却処理施設の延命化及び更新の検討」を進めていくこととしております。31 ページをご覧ください。次に、施策「6-2 中間処理施設の適正管理」でございます。具体的な取り組みとしましては、「ごみ焼却施設の適正管理」、「粗大ごみ処理施設の適正管理」、「寒川広域リサイクルセンターの適正管理」、「地元団体と定期的な打ち合わせの実施」を進めていくこととしております。次に、施策「6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進」でございます。具体的な取り組みとしましては、「破碎、選別処理施設におけるリサイクルの促進」、「焼却処理施設におけるリサイクルの促進（焼却灰の再資源化の促進）」を進めていくこととしております。次に、施策「6-4 最終処分場の適正管理」でございます。具体的な取り組みとしましては、「埋立処分地及び浸出水処理施設の適正管理」、「地元団体との定期的な打ち合わせの実施」を進めていくこととしております。

続きまして、32 ページをご覧ください。基本方針Ⅲの「施策 7: 災害に強いごみ処理システムの構築」でございます。まず、施策 7-1 でございますが、「災害発生時の迅速な体制の整備」を設定しております。具体的な取り組みとしましては、「災害廃棄物の仮置場の継続的な確保」、「新たな災害廃棄物の仮置場確保に向けた検討」、「災害発生時の既存協定先との訓練」、「新規協定先の創出」を進めていくこととしております。次に、施策「7-2 感染症まん延時における処理体制の整備」でございます。具体的な取り組みとしましては、「業務継続計画の作成」を進めていくこととしております。

続きまして、33 ページをご覧ください。項番「4 アクションメニュー」でございます。項番 4 の中では、基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政に対する具体的なアクションメニューについて記載しております。

ここまでが「第2章ごみ処理基本計画」の「第2節ごみ処理基本計画」の説明となります。また、審議事項(1)「次期一般廃棄物処理基本計画について」の説明も以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

それでは第2節ごみ処理基本計画についてご質問、ご意見等ありませんでしょうか。特にならなければ私の方からちょっと伺ってよろしいですか。令和5年度の実績値はまだ記入がされていませんが、具体的にいつごろデータが出てくるのでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ごみ排出量でございますが、速報値といたしましては、5月の中旬、確定値につきましては、6月の下旬を想定しております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。それからもう一つ、25ページの施策の5のタイトルについて、時流に沿った収集運搬体制の構築とありますが、時流とは具体的にどのようなことを指すのかわかりづらいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。時流とは、その時代の傾向でございますが、具体的に申し上げますと、本市におきましても、超高齢化・人口減少社会に突入しておりますので、そのような本市の傾向を時流と表現させていただいております。「時流」につきましては、表記の修正を検討させていただければと思います。以上です。

○安齋会長

他にいかがでしょうか。橋詰委員お願いいたします。

○橋詰委員

まず、21ページについては最近、低炭素ではなく脱炭素という言葉になってると思います。また、基本的な考え方なのですが、循環型社会とは用語説明にもあるように、天然資源の消費が抑制されるという理念です。もちろん物を買う消費者がごみにならないようにするということがありますが、ごみにならないものをつくるという部分が、循環型社会の中にあるべきであって、そのような視点に立って見ると、26ページの1-1 プラスチックごみ削減の具体的な取り組みとして、ワンウェイプラスチックの使用削減の啓発がありますが、想定している相手は、市民に限定されているように読めるので、物を作ったり売ったりする人に対して、プラスチックを使うようなものづくりや包装の提供をやめようということを、市の立場として言えるはずだと思います。循環型社会の視点が全く無いように見えるのは問題だと思いますので、その視点をぜひ入れていただきたいと思います。今後の食品ロス削減推進計画においても、同じ視点が必要であると思います。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。施策1につきましては、「家庭系ごみの減量化」の施策をまとめております。そのため、事業者への啓発につきましては、「事業系ごみの減量化」の施策の中で、ご指摘の視点を盛り込みたいと考えております。以上です。

○橋詰委員

家庭ごみを減らすのは家庭だけではできない、上流が責任をとらないといけないというのがEPRです。市ができることできないことは当然ありますが、物を作ったり売ったりしている事業者に対しての対策は家庭系ごみの対策の一環です。認識がおかしいのではないのでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。私の理解が不足していたかと思います。大変失礼いたしました。委員仰る通り、家庭系ごみを減らしていくためには、その上流にあるメーカー等に対して啓発していくことが重要であることから、「家庭系ごみの減量化」の中にご指摘の視点を盛り込んでいきたいと考えております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。井上委員お願いします。

○井上委員

橋詰委員のおっしゃったことと関係しますが、市民委員として市民の立場で 33 ページのアクションメニューを見ると、市民の役割が 5 つあり、事業者の役割も 5 つあり、行政の役割は 2 つしかなくて、非常に上から目線のアクションメニューだと思います。行政は何もやらないのかという感じがします。例えば、「市民が詰め替え商品を購入する」というところでは、事業者が「過剰包装せず簡易包装する」というように市民と事業者は繋がっていますが、行政は切り離されて、我々は知りません、啓発活動と処理だけをやりますという感覚をこの 33 ページから受けました。

以前から発言しているように、私は市民と事業者は足りないところもあるかもしれませんが、結構頑張っているという前提でいます。リサイクルについて行政が強い関与を考えていないということが一目瞭然だと思います。皆さんの、上から目線的な発想によってこういう資料が出てくるのではないかというふうにしか思えません。したがって、根本的に考え方を変わってもらいたいと思います。アクションメニューを変えることによって前の文章も変わりますが、一番変わってもらいたいのは皆さんの意識です。よろしくお願いします。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

○森岡課長補佐

事務局です。委員仰る通り、33 ページ記載のアクションメニューを見ますと、行政の役割が二つしかないように取られかねないと思います。ご指摘を踏まえまして、行政もしっかりと取り組んでいることが伝わるような表記に改めさせていただきたいと思います。以上です。

○安齋会長

井上委員、橋詰委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますか、坂本委員お願いします。

○坂本委員

事業系ごみの減量化について、27 ページの 2-4 にある取り組みの中で、ごみ処理手数料の見直しがありますが、先ほどご説明あった「ごみ収集方式のあり方について」の 9 ページにあるステーションを起因とする諸問題として、事業者の“なりすまし”によるごみ出しや産業廃棄物の投棄が少なくないとあります。処理手数料の見直しの前に、この“なりすまし”を減らすことをしてから、ごみ処理手数料を見直さないと、さらに“なりすまし”が増えるのではないかと思います。市はどのようにお考えでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。まず、『ごみ処理手数料の見直し』を「事業系ごみ減量化」の施策の一つとして設定した背景でございますが、これまで掲げてきた施策の効果を計り知ることができない中で、効果が見込める施策として候補にあがってきたのが、全国的にも実績のある『ごみ処理手数料の見直し』でございます。市内一部の地域では、“なりすまし”が見受けられておりますが、委員仰る通り、市としましては、『ごみ処理手数料の見直し』をする前に、当然、このような状況を是正していかなければならないと考えております。以上です。

○安齋会長

坂本委員、いかがでしょうか。

○坂本委員

わかりました。

○安齋会長

ありがとうございます。手数料を上げることで、ごみをなるべく出さないように取り組む事業者はいいのですが、今ご発言いただきましたように、“なりすまし”で一般ごみに混ぜられてしまう実情もあるようですので、その対策の一つが戸別収集であると思います。他にご意見等いかがでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

先ほどの 33 ページの事業者の役割の中で、2 行目の「業種や業態によっては市民が取り組める環境を提供します」という言葉の意味に該当するイラストが無いと思います。市民が取り組める環境を提供というのは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。状況によりできないお店もあるかと思いますが、例としまして、量り売りを実施することで、消費者が必要以上に購入することがないように売り場環境を整備していくことを想定した一文となっております。委員仰る通り、その取り組みにつきましては、イラストとして落とせていない状況でございますので、今後、役割を示すイラストを掲載させていただきたいと思います。

○安齋会長

よろしいでしょうか。他ございませんか。

(意見等なし)

それでは審議事項5の1についての議論を終わらせていただきます。その他、事務局から何かありますか。

○資源循環課(瀬口)

お伝えする事項が2点ございます。1点目ですが、本審議会の市民委員の公募についてとなります。現在、市民委員の任期が、令和6年6月30日で満了迎えることに伴いまして、次期審議会にご就任いただく市民委員の公募を行っております。募集期間の締め切りは、4月26日までとなります。市ホームページでも募集要項を公表しております。令和6年度の審議会につきましては、令和5年度からの継続的な審議事項等がございますので、現市民委員におかれましては、ぜひご応募いただけますと幸いです。

続きまして2点目ですが、年度切り換えに伴う委員の変更についてご説明いたします。令和6年度に入りましたので、各団体代表者の変更等があるかと思います。委員の皆様の任期が令和6年6月30日で満了を迎えるため、新任、再任問わず、推薦書をご提出いただく必要がございます。つきましては、事務局より推薦依頼通知を各所属団体代表者宛に送付させていただきますので、各団体等でのご調整をお願い申し上げます。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。この件に関して何かご質問等ございますか。

(質問なし)

無いようですので、これで審議を終了し、事務局にお返しいたします。

○小俣資源循環課長

ありがとうございました。本日も活発なご意見、またスムーズな議事の進行にご協力いただき誠にありがとうございました。次回の審議会の予定ですが、6月28日を予定してございます。よろしくお願いいたします。開催通知につきましては改めて送付させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。